

東京都における医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品の担当部署一覧

法規	内容	対象	担当部署
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）	該当性 （プログラムの該当性を除く）	都内全域の事業者	保健医療局健康安全部薬務課監視指導担当 電話：０３－５３２０－４５１２ 場所：都庁第一本庁舎３０階北側 ※事前相談は予約制です。 ※プログラムの該当性相談の窓口は、厚生労働省です。
	広告	都内全域の製造販売業者・製造業者以外の事業者	
	製品表示 ・ 広告 （製造販売業者・製造業者が行うもの）	・医薬品 （体外診断用医薬品を除く） ・医薬部外品 ・化粧品 ・再生医療等製品 上記の製造販売業者又は製造業者	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課 場所：新宿区百人町三丁目２４番１号 本館１階
			医薬品第一区担当（電話：０３－５９３７－１０３６） 《担当地区》 千代田区、中央区、足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、荒川区
医薬品第二区担当（電話：０３－５９３７－１０３９） 《担当地区》 港区、目黒区、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区、文京区			
		医薬品第三区担当（電話：０３－５９３７－１０４２） 《担当地区》 新宿区、中野区、杉並区、練馬区、台東区、豊島区、北区、板橋区、多摩地区・島しょ地区	
		・医療機器 ・体外診断用医薬品 上記の製造販売業者又は製造業者	健康安全研究センター広域監視部医療機器監視課 場所：新宿区百人町三丁目２４番１号 本館１階
			医療機器第一区担当（電話：０３－５９３７－１０４６） 《担当地区》 千代田区、中央区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
			医療機器第二区担当（電話：０３－５９３７－１０５１） 《担当地区》 文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区 杉並区、練馬区
			医療機器第三区担当（電話：０３－５９３７－１０５６） 《担当地区》 港区、新宿区、板橋区、多摩地区
不当景品類及び不当表示防止法	不当表示 優良誤認 有利誤認	都内全域	生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課表示指導担当 電話：０３－５３８８－３０６８ 場所：都庁第一本庁舎１８階北側